

配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者に関する個人情報保護のための支援措置の運用について（通達）

令和3年8月26日付け警察庁丙生企発第90号、警察庁丙少発第15号
警察庁生活安全局長から各都道府県警察の長宛て
（参考送付）庁内各局部課長、各附属機関の長、各地方機関の長

（概要）

本通達は、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為（以下（配偶者からの暴力等）という。）の加害者が、市町村における住民基本台帳の閲覧等の制度、国土交通省における登録事項等証明書等の交付事務及び軽自動車検査協会における検査記録事項等証明書等の交付事務等を不当に利用して、配偶者からの暴力等の被害者の住所等を探索することを防止するために実施する支援措置について、実施手順、内容、警察における対応要領等を示したものである。